吸収合併に関する事後開示書面

（会社法第８０１条第１項および会社法施行規則第２００条に基づく事後開示書面）

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番３号
恵比寿ガーデンプレイスタワー35 階
株式会社アンビションＤＸホールディングス
代表取締役　　清水　剛

株式会社アンビションＤＸホールディングス（以下「吸収合併存続会社」といいます。）、ＤＲＳ株式会社（以下「吸収合併存続会社１」といいます。）、ＳＰＭ株式会社（以下「吸収合併消滅会社２」といいます。）及びＬＴＤ株式会社（以下「吸収合併消滅会社３」といい、吸収合併消滅会社三社を総称して「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2024 年８ 月 27 日付で締結した合併契約に基づき、2024 年 10 月１日を効力発生日として吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いましたので、下記のとおり開示いたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第 784 条第 1 項に定める略式合併となります。

１．本件合併が効力を生じた日

本件合併は、２０２４年１０月１日に効力が生じております。

２．吸収合併消滅会社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第 784 条の 2）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 785 条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求手続の経過（会社法第 787 条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議手続の経過（会社法第 789 条）

吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条の規定に従い、令和 6 年 8 月 27 日付けの官報により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

３．当社における法定手続の経過に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求手続の経過（会社法第 796 条の 2）

当社にて、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続の経過（会社法第 797 条）

当社にて、本合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議手続の経過（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条の規定に従い、令和 6 年 8 月 27 日付けの官報及び電子公告により、債権者に対して本合併に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議を申し出た債権者はありませんでした。

４．本合併により当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、効力発生日である令和 6 年 10 月 1 日をもって、本合併契約の定めに従い、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。

５．会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

６．会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

令和 6 年 10 月 1 日

７．上記のほか本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以　上